

沿岸広域振興局長告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月5日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0331100040	釜石広域基幹相談支援センター	釜石市定内町一丁目8番10号	NPO法人Plus One Happiness	令和6年4月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0331100040	釜石広域基幹相談支援センター	釜石市定内町一丁目8番10号	NPO法人Plus One Happiness	令和6年4月1日